

## 池田市認可外保育施設指導監督要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、認可外保育施設について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条第1項に基づく調査並びに同条第3項から第6項及び第9項の措置を含む指導監督を行い、これらの施設を利用している児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (対象施設)

第2条 対象となる施設は、法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設で、法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の規定により大阪府知事又は池田市長（以下「市長」という。）の認可を受けていないものをいう。この場合において、法第58条の規定により大阪府知事又は市長の認可を取り消された児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の施設又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設及び法第59条の2により届出が義務づけられている施設以外の施設を含む。

### (指導監督基準)

第3条 市長は、指導監督について、第6条から第11条までに定めるところに従って、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日雇児発177号）」（以下「通知」という。）に基づき、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について行う。

### (把握と事前指導)

第4条 市長は、認可外保育施設について、届出の提出を待つだけでなく、その速やかな把握に努める。

- 2 市長は、認可外保育施設の開設について、設置予定者等から相談があった場合及び設置について情報を得た場合には、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、法等関係法令及び指導監督基準の遵守を求める。
- 3 市長は、当該認可外保育施設が届出対象施設に該当する場合は、法令に定める

届出を行うよう指導する。

(届出)

第5条 届出対象である認可外保育施設の設置者は、施設の設置後1か月以内に池田市認可外保育施設設置届(様式第1号)により市長に届け出なければならない。市長は、設置後1か月を経過しても届出を行っていない施設を把握した場合には、文書により期限を付して届出を行うよう求めることができる。

2 届出を行った認可外保育施設の設置者は、届け出た事項に変更を生じた場合は、変更の日から1か月以内にその旨を池田市認可外保育施設事業内容等変更届(様式第2号)により市長に届け出なければならない。

3 届出を行った認可外保育施設の設置者は、当該施設を廃止し、又は休止した場合は、池田市認可外保育施設[休止・廃止]届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項に定める期限を過ぎても届出がない場合には、非訟事件手続法に基づき、過料に処することとする。また、届け出た事項が指導監督により虚偽の届出であることが判明した場合についても同様とする。

(報告徴収)

第6条 市長は、全ての認可外保育施設の設置者又は管理者(以下「設置者又は管理者」という。)に対して、年1回、期限を付して運営状況等に係る文書による報告を求めるものとする。

2 市長は、次の各号に掲げる場合において、設置者又は管理者に対して、当該各号に定めるところにより、速やかに報告を求めるものとする。

(1) 当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等の重大な事故が生じた場合(様式第4号)

(2) 当該施設に、24時間かつ週のうち概ね5日程度以上入所している長期滞在児童がいる場合(様式第5号)

3 市長は、前2項に定めるもののほか、必要に応じて特別に報告を求めることができる。

(立入調査)

第7条 市長は、届出施設について、年1回、届出対象外施設については、2年に1回立入調査を行うことを原則とする。ただし、ベビーホテル(夜8時以降の保育、宿泊を伴う保育、利用児童のうち一時預かりの乳幼児が半数以上を保

育する施設)については、年1回の立入調査を行うこととする。

- 2 市長は、重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれがある場合(こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。以下同じ)又は利用者から苦情又は相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると考えられるときは、随時、特別に立入調査を実施することができる。

(改善指導)

第8条 市長は、立入調査の結果、指導監督基準に照らし改善を求める必要があると認められる施設に対し、文書により改善指導を行うことができる。なお、市長は、立入調査の際に、必要と認められる場合は、文書で行う改善指導に先立ち、口頭による指導を行うことができる。

(改善勧告)

第9条 市長は、前条に規定する施設の設置者に対し、改善指導を繰り返し行ったにもかかわらず、改善が行われない場合で、かつ、改善の見通しが無いなど、児童の福祉にとって有害であると認められるときは、法第59条第3項に基づく改善勧告を行うことができる。なお、児童の福祉にとって著しく有害と認められるときは、改善指導を経ることなく改善勧告を行うことができる。

- 2 市長は、改善勧告を行ったにもかかわらず、改善が行われていない場合は、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について公表するとともに、当該施設利用者に周知することができる。

(事業停止命令又は施設閉鎖命令)

第10条 市長は、改善勧告を行ったにもかかわらず、改善が行われていない場合で、かつ、改善の見通しがなく児童の福祉に著しく有害であると認められるとき、又は改善指導若しくは改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童の福祉に著しく有害であると認められるときは、弁明の機会を付与し、大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会への協議を経て、事業停止又は施設閉鎖を命ずることができる。ただし、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合は、この限りでない。

- 2 市長は、事業停止又は施設閉鎖の命令を行ったときは、その処分の内容等について公表するものとする。

(情報提供)

第11条 市長は、市民に対して認可外保育施設の基本情報及び現況についての情報を提供することができる。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から実施する。

附 則

(実施期日等)

- 1 この要綱は、平成27年12月14日から実施し、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、現にこの要綱による改正前の様式第1号、様式第2号及び様式第4号の様式によりなされた手続は、この要綱による改正後の様式第1号、様式第2号及び様式第4号の様式によりなされた手続とみなす。
- 3 この要綱による改正前の池田市認可外保育施設指導監督要綱の様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間、この要綱による改正後の池田市認可外保育施設指導監督要綱に規定する様式による書類として使用することができる。

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年9月15日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、現にこの要綱による改正前の様式第1号から様式第5号の様式によりなされた手続は、この要綱による改正後の様式第1号から様式第5号の様式によりなされた手続とみなす。